

令和2年12月9日 厚生委員会

市民生活部市民課

## 議案説明資料

- 1 議案第68号 田川市国民健康保険条例の一部改正について … P 1
  
- 2 議案第69号 田川市子ども医療費の支給に関する  
条例等の一部改正について … P 9
  
- 3 議案第70号 田川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について … P 23

## 議案第 68 号 田川市国民健康保険税条例の一部改正について

### 1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律の一部、及び地方税法施行令の一部を改正する政令の一部が、令和 3 年 1 月 1 日に施行されることに伴い、田川市国民健康保険税条例を改正する必要が生じた。

### 2 改正の内容

- (1) 個人所得課税の見直しにより、給与所得控除及び公的年金等控除のうち、10 万円が基礎控除に振り替えられることに伴い、保険税の軽減判定に不利な影響が生じないように、その基準額を 10 万円引き上げる。
- (2) 条例中に引用する租税特別措置法の条項を整理する。
- (3) 施行日 令和 3 年 1 月 1 日

### 3 改正による影響及び効果

別紙 1 のとおり

### 4 新旧対照表

別紙 2 のとおり

## 田川市国民健康保険税条例の一部改正について

### 1. 改正点（2点）

- (1) 個人所得課税の見直しが、保険税の軽減判定に影響しないように規定を整備する。
- (2) 新設された長期譲渡所得の特別控除を、保険税の計算規定に追加する。

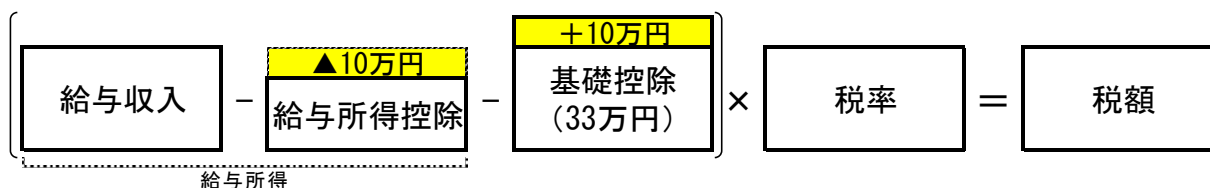
### 2. 各改正の内容（ポイント）

#### (1) 「個人所得課税の見直し…」について

個人所得課税の見直しにより、所得税や市民税の計算において、基礎控除が10万円増える。一方で、給与所得者と年金所得者は、給与所得控除と年金所得控除が10万円減る。これに伴い、給与所得者と年金所得者は、所得が10万円増える扱いとなる。この10万円の所得増が、保険税の軽減判定に不利な影響を及ぼさないように、軽減判定基準額に10万円を加算して、その影響を排除する。

所得が増える理由は、計算方法が以下のように見直されたため。

(給与収入の市民税計算例)



- ① 給与所得控除から基礎控除に10万円を振り替える。
- ② 給与収入が850万円未満（又は子育て世帯等）は、上記のルールを適用（税額は増えない）
- ③ 税額は増えないが、「給与収入－給与所得控除＝給与所得」のため、所得は増える。

[軽減判定基準額の見直し内容（条例改正の内容）]

所得が10万円増える影響をなくすため、軽減判定基準額を10万円引き上げる。

現 行	7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円) 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+28.5万円×被保険者数 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+52万円×被保険者数
↓	
改 正 後	7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数－1)※ 5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+28.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数－1)※ 2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+52万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数－1)※

※給与所得者等が世帯に複数いる場合は、その数に応じて10万円を加算する。

(2) 「新設された長期譲渡所得の特別控除…」について

国民健康保険税条例附則第5号には、保険税の計算に「租税特別措置法の特別控除」を適用することが規定されている。この租税特別措置法に新たな特別控除の規定が追加されたため、条例にも当該規定を追加する（租税特別措置法第35条の3第1項を追加）

(7) 租税特別措置法第35条の3第1項の内容（追加された内容）

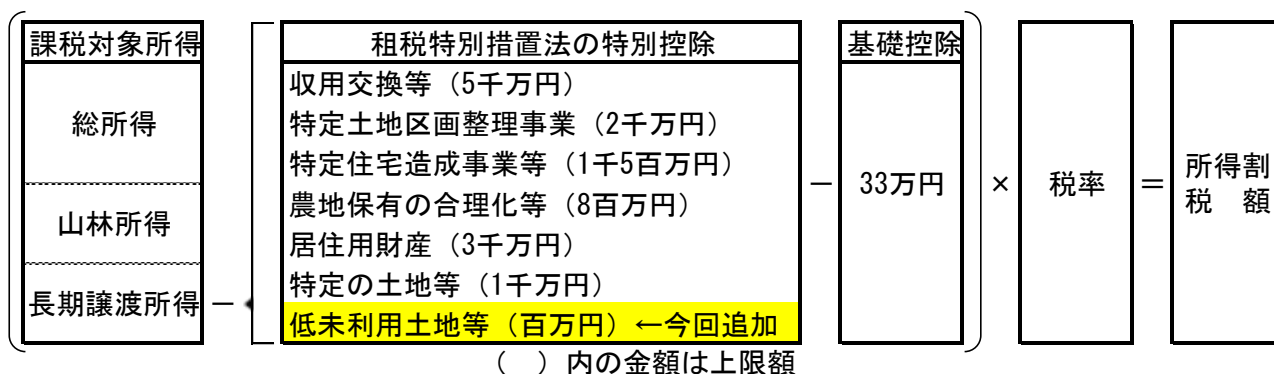
[低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除]

都市計画区域内にある低未利用土地又は当該低未利用土地の上に存する権利について、一定の要件を満たす譲渡をした場合、所得税及び個人住民税の特例措置として、長期譲渡所得から100万円（上限）を控除する。

(4) 国民健康保険税条例附則第5号の規定内容

国民健康保険税の所得割額は、総所得金額、山林所得金額、長期譲渡所得金額の合計額から、租税特別措置法で規定されている譲渡所得の特別控除が適用される場合は長期譲渡所得から控除し、さらに基礎控除の33万円を控除して、税率を乗じた額とする。

[国民健康保険税条例附則第5号のイメージ図]



○田川市国民健康保険税条例（平成21年条例第5号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第23条まで 略 （国民健康保険税の減額）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。</u></p>	<p>第1条から第23条まで 略 （国民健康保険税の減額）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

新（改正案）	旧（現行）
<p>以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>アからカまで 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>	<p>_____を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>アからカまで 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円</p> <p>_____に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>アからカまで 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が<u>2</u>以上の場合にあっては、<u>43万円</u>に当該給与所得者等の数から<u>1</u>を減じた数に<u>10万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額）に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>アからカまで 略</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する<u>国民健康保険</u>の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法_____第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第24条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所</p>	<p>アからカまで 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u></p> <p>_____に、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>アからカまで 略</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 略</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>3 当分の間、世帯主又はその世帯に属する<u>国民健康保険税</u>の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法<u>（昭和40年法律第33号）</u>第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第24条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額_____」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）<u>及び山林所得金額</u>と、「<u>110万円</u>」とあるのは「<u>125万円</u>」とする。</p>	<p>得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。） _____」とする。</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>
<p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「<u>及び山林所得金額の合計額から同条第2項</u>」とあるのは「<u>及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項</u>」と、「<u>及び山林所得金額の合計額（</u>」とあるのは「<u>及び山林所</u></p>	<p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条、第7条、第9条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「<u>及び山林所得金額の合計額から同条第2項</u>」とあるのは「<u>及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項 _____</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」<u>と、「及び山林所得金額の合計額（</u>」とあるのは「<u>及び山林所</u></p>



新（改正案）	旧（現行）
<p>得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>6 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>7から19まで 略</p>	<p>得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>6 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項_____又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>7から19まで 略</p>

## 議案第69号 田川市子ども医療費の支給に関する条例等の一部改正について

### 1 改正理由

令和3年4月1日から県の子ども医療費の適用範囲が拡大されることに伴い、田川市子ども医療費の支給に関する条例等を改正する必要性が生じた。

### 2 改正の内容

- (1) 子ども医療費において、医療費の支給対象となる子どもについての規定整備を行い、併せて、重度障害者医療費及びひとり親家庭等医療費において、子ども医療費との支給対象の調整を行う規定を整備する。
- (2) 施行期日は 令和3年4月1日

### 3 改正による影響及び効果

別紙3のとおり

### 4 新旧対照表

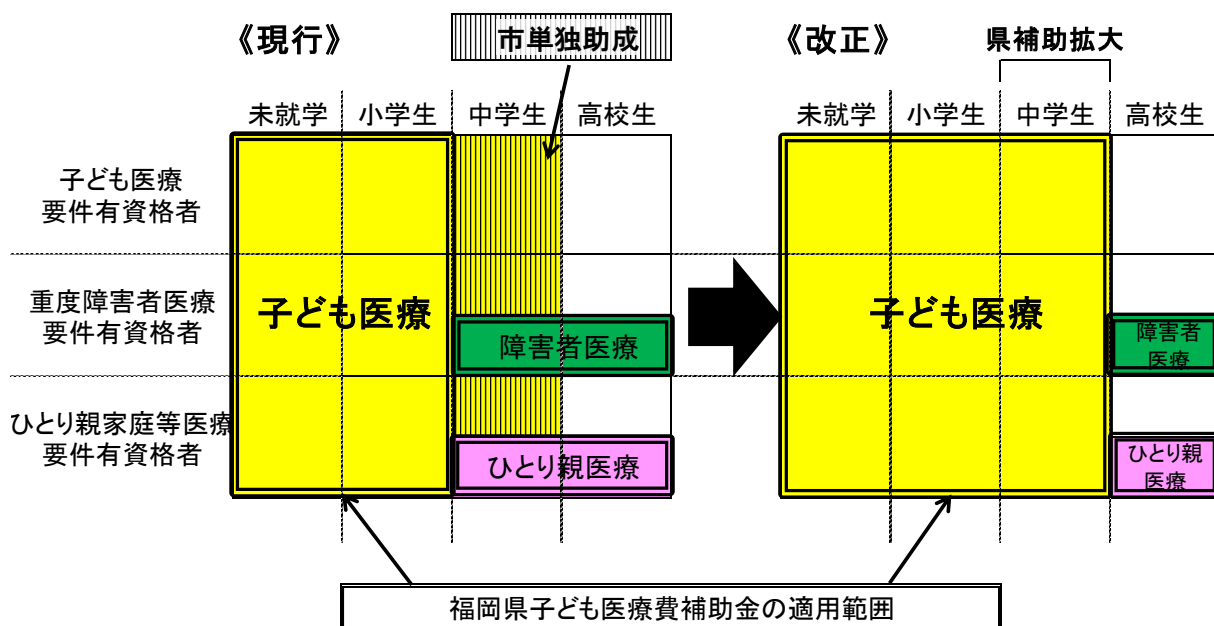
別紙4のとおり

## 田川市子ども医療費の支給に関する条例等の一部改正

### 1. 改正内容

- (1) 「子ども医療」の県補助金対象範囲に合わせて、対象者の規定を整理する。
- (2) 中学生の「障害者医療」「ひとり親医療」の県補助対象が「子ども医療」の県補助対象に変わるため、「障害者医療」「ひとり親医療」の対象から中学生を除外する。

【医療費助成の範囲（色塗部分）と補助金対象範囲（二重線囲）の新旧対照】



※ 重度障害者医療は高校卒業後も資格継続可

### 2. 改正の影響及び効果

- (1) 市の助成対象の範囲は変わらないので、市民への影響はない。  
※ 「障害者医療」「ひとり親医療」に該当する中学生にも、子ども医療証を交付していた。
- (2) 市の「子ども医療」単独助成分が県の補助対象となり、市の財政負担が軽減された。

<試算>

改正前の中学生子ども医療費の市負担	(A)	33,584 千円 (改正前市単費) 【図の網掛】
今回拡大分の県補助金 (推計)	(B)	11,904 千円 (財政負担軽減)
改正後の中学生子ども医療費の市負担	(A-B)	21,680 千円 (改正後市単費)

[補足] 中学生子ども医療費に市負担額が残る理由

- (1) 補助率が1/2であるため、図の網掛部分全額に補助金が充てられる訳ではない。
- (2) 試算で、(B)が(A)×1/2となっていないのは、県補助対象から除外される医療費が(A)に含まれているため(県の補助要件は「所得制限あり」「窓口自己負担あり」だが、市は両方とも「なし」としているため、補助対象外の医療費が生じている)

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>市内</u>に住所を有する者で次のいずれかに該当するものをいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。</p> <p>ア 3歳に達する日の属する月の末日までの間にある者</p> <p>イ 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、その生計を維持する者の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に規定する額を超えないもの</p> <p>ウ ア及びイ以外の者で、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの</p> <p>(2) 保護者 <u>市内</u>に住所を有する親権を行う者、後見人その他の者</p>	<p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>田川市の区域内</u>に住所を有する者で次のいずれかに該当するものをいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。</p> <p>ア 3歳に達する日の属する月の末日までの間にある者</p> <p>イ 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から<u>12歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、その生計を維持する者の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に規定する額を超えないもの</p> <p>ウ ア及びイ以外の者で、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの</p> <p>(2) 保護者 <u>医療保険各法の被保険者</u>であって、田川市の区域内に住</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>で、子どもを現に監護する<u>ものを</u>いう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に該当する子どもの保護者とする。ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く。</p> <p>(1) <u>市内</u>に住所を有する者であること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(子ども医療費の支給)</p> <p>第4条 市は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標</p>	<p>所を有する親権を行う者、後見人その他の者で、子どもを現に監護する<u>者を</u>いう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に該当する子どもの保護者とする。ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く。</p> <p>(1) <u>田川市の区域内</u>に住所を有する者であること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(子ども医療費の支給)</p> <p>第4条 市は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該子どもの保護者に対し、子ども医療費として支給する。</p> <p>2 略</p> <p>第5条から第7条まで 略 （支給の方法）</p> <p>第8条 市長は、子ども医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、子どもが受けた医療について、医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法により<u>難しいと認めるときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、子ども医療費を支給することができる。</u></p>	<p>準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該子どもの保護者に対し、子ども医療費として支給する。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第2条第1号イに規定する者で田川市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第22号）又は田川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年条例第9号）の対象者であるものについては、当該医療を優先し、自己負担額のみを子ども医療費として支給する。</u></p> <p>第5条から第7条まで 略 （支給の方法）</p> <p>第8条 市長は、子ども医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、子どもが受けた医療について、医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法により<u>がたいと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、子ども医療費を支給することができる。</u></p>

新（改正案）	旧（現行）
第9条から第13条まで 略	第9条から第13条まで 略

○田川市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第22号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「保護者」とは、<u>市内</u>に住所を有する配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で重度障害者を現に監護するものをいう。</p> <p>3から7まで 略</p> <p>（対象者）</p> <p>第3条 この条例の対象者は、次の各号に該当する重度障害者とする。</p> <p>(1) <u>市内</u>に住所を有する者であること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 田川市子ども医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第5号）第2条第1号に規定する<u>子ども</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「保護者」とは、<u>田川市の区域内</u>に住所を有する配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で重度障害者を現に監護するものをいう。</p> <p>3から7まで 略</p> <p>（対象者）</p> <p>第3条 この条例の対象者は、次の各号に該当する重度障害者とする。</p> <p>(1) <u>田川市の区域内</u>に住所を有する者であること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 田川市子ども医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第5号）第2条第1号に規定する<u>者で12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの</u></p> <p>(4) 略</p>



新（改正案）	旧（現行）
<p>(5) 重度障害者の配偶者又は民法<u>（明治29年法律第89号）</u>第87条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持している者の前年の所得が施行令第2条第2項に規定する額以上であるときの当該重度障害者</p> <p>(6)から(7)まで 略</p> <p>（重度障害者医療費の支給）</p> <p>第4条 市は、重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う医療保険各法の保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該重度障害者又はその保護者に対し、重度障害者医療費として支給する。ただし、当該重度障害者医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に規定する額については支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき500円とする。た</p>	<p>(5) 重度障害者の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持している者の前年の所得が施行令第2条第2項に規定する額以上であるときの当該重度障害者</p> <p>(6)から(7)まで 略</p> <p>（重度障害者医療費の支給）</p> <p>第4条 市は、重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う医療保険各法の保険者が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該重度障害者又はその保護者に対し、重度障害者医療費として支給する。ただし、当該重度障害者医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に規定する額については支給しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき500円<u>（ただし、</u></p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>だし、自己負担分相当額が500円に満たない額の場合は、当該額とする。</p> <p>2から4まで 略</p> <p>第5条から第7条まで 略</p> <p>（支給の方法）</p> <p>第8条 市長は、重度障害者医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、重度障害者が受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項に規定する方法により<u>難いと認める</u>ときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、重度障害者医療費を支給することができる。</p> <p>第9条から第12条まで 略</p> <p>（障害者施設等に入所した場合の特例）</p> <p>第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、田川市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する厚生労働省令</p>	<p>自己負担分相当額が500円に満たない額の場合は、当該額とする。<u>）</u></p> <p>2から4まで 略</p> <p>第5条から第7条まで 略</p> <p>（支給の方法）</p> <p>第8条 市長は、重度障害者医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、重度障害者が受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項に規定する方法により<u>がたいと認めた</u>ときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、重度障害者医療費を支給することができる。</p> <p>第9条から第12条まで 略</p> <p>（障害者施設等に入所した場合の特例）</p> <p>第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、田川市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する厚生労働省令</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第17項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第28項に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「障害者施設等」という。）に入所したため、障害者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、田川市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。</p> <p>2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、<u>児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、障害児入所施設又は同法第6条の2の2第1項第3号に規定する指定発達支援医療機関</u>（以下「障害児施設等」という。）への入所又は入院に関し、障害児施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者であって、当該障害児施設等に入所又は入院した際、<u>市内</u>に住所を有していたと認められるものは、田川市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。</p> <p>第14条 略</p>	<p>で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第17項に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、同条第28項に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「障害者施設等」という。）に入所したため、障害者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、田川市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。</p> <p>2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、<u>児童福祉法第7条第2項の規定による障害児入所施設又は指定発達支援医療機関</u>（以下「障害児施設等」という。）への入所又は入院に関し、障害児施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者であって、当該障害児施設等に入所又は入院した際、<u>田川市の区域内</u>に住所を有していたと認められるものは、田川市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。</p> <p>第14条 略</p>

○田川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年条例第9号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 児童 母子家庭の母又は父子家庭の父に現に扶養されている18歳未満の児童をいう。</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>（対象者）</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童であって、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) <u>市内</u>に住所を有する者であること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。</p>	<p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 児童 母子家庭の母又は父子家庭の父に現に扶養されている18歳未満の児童（<u>12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。</u>）をいう。</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>（対象者）</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のない児童であって、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) <u>田川市の区域内</u>に住所を有する者であること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 田川市子ども医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第5号）第2条第1号に規定する子ども</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>3 <u>前項第4号から第10号までに規定する所得は、施行令第4条第1項及び第2項の規定により算出した額とする。</u></p> <p>（ひとり親家庭等医療費の支給）</p> <p>第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用（以下「医療費」という。）のうち、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が</p>	<p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>3 <u>前項第3号から第9号までに規定する所得は、施行令第4条第1項及び第2項の規定により算出した額とする。</u></p> <p>（ひとり親家庭等医療費の支給）</p> <p>第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用（以下「医療費」という。）のうち、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>負担すべき額（医療保険各法以外の法令等により国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、対象者に対し、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）をひとり親家庭等医療費として支給する。ただし、当該医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に規定する額については支給しない。</p> <p>(1) 入院の場合 1日につき500円<u>とし</u>、1月につき3,500円を限度とする。</p> <p>(2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき800円<u>とする</u>。ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額の場合は、当該額とする。</p> <p>第5条から第7条まで 略</p> <p>（支払の方法）</p> <p>第8条 市長は、ひとり親家庭等医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他</p>	<p>負担すべき額（医療保険各法以外の法令等により国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、対象者に対し、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）をひとり親家庭等医療費として支給する。ただし、当該医療費のうち、医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に規定する額については支給しない。</p> <p>(1) 入院の場合 1日につき500円<u>（ただし、1月につき3,500円を限度とする。）</u></p> <p>(2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき800円<u>（ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額の場合は、当該額）</u></p> <p>第5条から第7条まで 略</p> <p>（支払の方法）</p> <p>第8条 市長は、ひとり親家庭等医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>市長が第1項の方法により<u>難しいと認める</u>ときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、ひとり親家庭等医療費を支給することができる。</p> <p>第9条から第14条まで 略</p>	<p>市長が第1項の方法により<u>がたいと認めた</u>ときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、ひとり親家庭等医療費を支給することができる。</p> <p>第9条から第14条まで 略</p>

## 議案第70号 田川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

### 1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律の一部が、令和3年1月1日に施行されることに伴い、田川市後期高齢者医療に関する条例を改正する必要性が生じた。

### 2 改正の内容

- (1) 条例中の延滞金の特例について、改正後の地方税法に合わせ、規定を整備する。
- (2) 施行期日 令和3年1月1日

### 3 改正による影響及び効果

別紙5のとおり

### 4 新旧対照表

別紙6のとおり



## 田川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

### 1. 改正内容

- (1) 延滞金の規定中の文言「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に変更された。
  - (7) 改正前の延滞金割合は、
    - 延滞が納期限から1か月超 ⇒ 「特例基準割合」に年7.3%を加算
    - 延滞が納期限から1か月以内 ⇒ 「特例基準割合」に1%を加算(7.3%が上限)
  - (4) 改正後の延滞金割合は、
    - 延滞が納期限から1か月超 ⇒ 「延滞金特例基準割合」に年7.3%を加算
    - 延滞が納期限から1か月以内 ⇒ 「延滞金特例基準割合」に1%を加算(7.3%が上限)
- (2) 「特例基準割合」と「延滞金特例基準割合」の違い
  - 用語の定義が一部見直されたため、名称が変わった。(基本的な計算方法は変わっていない)
  - (7) 割合(利率)を決めるための参照期間が変わった(1か月間、前にスライドした)
    - [前々年10月～前年9月の貸付利率 ⇒ 前々年9月～前年8月の貸付利率]
  - (4) 大臣告示日(割合の発表日)が、半月間、前にスライドした
    - [前年12月15日までに告示 ⇒ 前年11月30日までに告示]

### 2. 影響

基本的な計算方法は変わっていないので、改正による影響はない。

### 3. 参考

[実際の利率(令和2年中)]

令和2年1月から12月までの「特例基準割合」は、1.6%。従って延滞金は以下のとおり。

⇒ 延滞が納期限から1か月超 ⇒  $1.6+7.3=8.9\%$

⇒ 延滞が納期限から1か月以内 ⇒  $1.6+1.0=2.6\%$

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条 略</p> <p>（市において行う事務）</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、<u>次に掲げる事務</u>を行うものとする。</p> <p>(1)から(8)まで 略</p> <p>（保険料を徴収すべき被保険者）</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、<u>次に掲げる被保険者</u>とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者であって、病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に<u>入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）</u>をした際、本市に住所を有していたもの</p> <p>(3)から(5)まで 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>（市において行う事務）</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、<u>次の各号に掲げる事務</u>を行うものとする。</p> <p>(1)から(8)まで 略</p> <p>（保険料を徴収すべき被保険者）</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、<u>次の各号に掲げる被保険者</u>とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者であって、病院等（法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に<u>入院等（法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。）</u>をした際、本市に住所を有していたもの</p> <p>(3)から(5)まで 略</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>（普通徴収に係る保険料の納期等）</p> <p>第4条 法第109条に規定する普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第6期 12月1日から同月25日まで</p> <p>第7期 1月1日から同月31日まで</p> <p>第8期 2月1日から<u>同月末日</u>まで</p> <p>第9期 3月1日から同月31日まで</p> <p>2 略</p> <p>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は当該額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額は、<u>全て</u>当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</p> <p>第5条 略</p> <p>（延滞金）</p>	<p>（普通徴収に係る保険料の納期等）</p> <p>第4条 法第109条に規定する普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第6期 12月1日から同月25日まで</p> <p>第7期 1月1日から同月31日まで</p> <p>第8期 2月1日から<u>同月28日（ただし、閏年は29日）</u>まで</p> <p>第9期 3月1日から同月31日まで</p> <p>2 略</p> <p>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は当該額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該額の全額は、<u>すべて</u>当該年度の最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</p> <p>第5条 略</p> <p>（延滞金）</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>第6条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項に規定する延滞金額の計算につき、同項に定める年当たりの割合は、<u>閏年</u>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3から5まで 略</p> <p>第7条から第10条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条 略</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合</u></p>	<p>第6条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項に規定する延滞金額の計算につき、同項に定める年当たりの割合は、<u>閏年</u>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3から5まで 略</p> <p>第7条から第10条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条 略</p> <p>（延滞金の割合の特例）</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加</u></p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>